

## 錦江町農業委員会 9月総会議事録

○ 開催日時 平成27年9月18日(金) 午前10時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一麿
〃	20番	本釜 好子

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第24号 農地法第3条許可申請について

議案第25号 農地法第5条許可申請について

議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第27号 非農地証明願いについて

議 長	<p>只今より平成27年9月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は全員であり、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に11番元丸委員と12番鍋委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質疑等はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第24号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第24号 農地法第3条許可申請についてを説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号9号の譲渡人は、K・Hさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字池野4, 291番、地目は畑、地積は1, 135㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はN・Hさん、I自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Nさんの経営状況は、世帯員5名、労働力2名、自作地20, 018㎡、小作地が4, 079㎡で、肉用牛、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、ハーベスター、バインダー、ロールベイラー、ラッピングマシン各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、11番元丸委員です。</p> <p>次の受付番号10号の譲渡人は、T・Sさん、U自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字南永尾6, 353番28、地目は畑、地積は2, 643㎡となっています。</p>

	<p>譲受人はK・Zさん、U自治会在住の方です。</p> <p>この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>Kさんの経営状況は、世帯員5名、労働力4名、自作地23,825㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、掘り取り機各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、9番 牧原委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、各担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号9号についてを、11番 元丸委員お願いいたします。</p>
11番 元丸委員	<p>はい。報告します。</p> <p>譲受人のN・Hさんは、地区の中心の方でありまして認定農家でもあります。後継者もおりまして、経営もしっかりしております。水田、畑等もしっかり管理されておりまして、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号10号についてを、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。このK・ZさんはK養豚の長男で、K養豚を見ながら甘藷等を植えていまして、この南永尾、ここはちょうどK養豚の養豚場の上の方で、今、豚舎を増やそうという考えの場所のすぐ隣接地でありまして、将来的には豚舎を作るんじゃないだろうかと思っております。何ら問題は無いと思われまますので、よろしく申し上げます。値段の方は事務局の方に上がっていると思っておりますので、よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>金額については事務局の方には上がっていませんでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
1番 宿利原委員	<p>Nさんの方は。</p>
事務局	<p>宅地と合わせての購入だったんですけれども、畑部分は3万7千円となっています。</p>

議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第24号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第24号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第25号 農地法第5条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第25号について説明いたします。</p> <p>受付番号2号につきましては、学校施設用地のための転用申請となっております。</p> <p>申請人は、譲渡人のK・Dさん外2名と譲受人の学校法人 K学園さんの連名による申請となっております。</p> <p>申請地は田代川原字柴立5, 334番2、地目は畑、地積は319㎡となっております。</p> <p>許可後は隣の5, 334番1の宅地と合わせて園児の屋外教育施設として利用する予定です。</p> <p>6頁から8頁にかけて、位置図、配置図等を添付してありますので、お目通しをお願いいたします。</p> <p>この件の担当調査員は、7番 毛下委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号3号について、7番 毛下委員お願いします。</p>
7 番 毛下委員	<p>9月の14日にお昼から貫見委員と現地を見ました。購入されたHさんはM寺の住職ということで、幼稚園、保育園を経営をされて、児童のために自然の森とか、そこを活用できたら良いと思っていちゃって、8頁を見て頂きます</p>

	と、宅地と畑があるんですけれども、これを含めて児童公園にされる予定です。植栽をされて、子供たちの癒しの場所になればということで購入されたそうです。よろしくお願ひします。金額は〇〇万円ということです。
議 長	ありがとうございました。 ただいま、調査委員から調査報告がありましたが、質疑等はありませんか。
8 番 寺田委員	金額は畑だけ。
7 番 毛下委員	宅地を含めてです。
8 番 寺田委員	これは両方。
7 番 毛下委員	はい。今、家が建っているんですけれども、その宅地とか、一部畑があつて、そこも含めて木を植えたりしたいということでした。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第25号を採決します。 お諮りします。 議案第25号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがひまして、議案第25号については、原案のとおり決定しました。
議 長	次に「議案第26号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請について」を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案第26号について説明いたします。 先ず、受付番号213号、214号の貸し人はH・Yさん、O府在住の方です。 申請地は213号が田代麓字中村上原5, 571番5、地目は畑、地積は1,

058㎡、214号が田代麓字中村上原5、605番、地目は畑、地積は4、049㎡で、2筆の合計は5、107㎡となっています。

貸付期間は平成28年1月1日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で25、000円となっています。

借り人はM・Kさん、N自治会在住の方です。

Mさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者3名、自作地22、256㎡、小作地47、076㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター3台、ロールベイラー、2tトラック、軽トラック各1台となっています。

次の受付番号215号の貸し人はS・Kさん、S自治会在住の方です。

申請地は田代麓字拂川90番1、地目は田、地積は1、035㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年12月14日までで、小作料金は米35kgで1俵となっています。

借り人はS・Mさん、N自治会在住の方です。

Sさんの経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、小作地3、286㎡で、水稻、地鶏飼育を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、バインダー、脱穀機、草刈り機各1台となっています。

次の受付番号216号の貸し人はK・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は田代麓字須崎677番1、地目は田、地積は1、770㎡となっています。

貸付期間は平成27年12月15日から平成30年12月14日までで、小作料金は米35kgで1俵となっています。

借り人はT・Sさん、N自治会在住の方です。

Tさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、自作地9、737㎡、小作地1、770㎡で、水稻、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、モア、田植機、バインダー、脱穀機各1台となっています。

次の受付番号217号の貸し人はH・Nさん、S自治会在住の方です。

申請地は田代麓字長尾3、301番1、地目は畑、地積は3、535㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年12月14日までで、小作料金は15、000円となっています。

借り人は(株)T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。

	<p>T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が23名、自作地1, 485㎡、小作地123, 895㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラック9台、トラクター6台、管理機3台、乗用防除機、動噴各1台となっています。</p> <p>受付番号213号から217号までの担当調査員は12番 鍋委員です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告を12番 鍋委員お願いいたします。</p>
<p>12番 鍋 委員</p>	<p>はい。説明をいたします。</p> <p>先ず、受付番号の213と214号についてですが、この案件は最近までTさんという高齢の方が飼料畑として耕作されていた土地で、本人さんもですが、奥さんも体調を壊されたという事情で牛を手放されたことにより、後任の耕作者として利用権設定がなされたものです。</p> <p>この場所は田代の中心部にありまして、田代中学校の直ぐ隣に広がる南部開発で造成されました中村上原団地の一角にあります。</p> <p>M・Kさんは畜産、米の専業農家で、若い頃はJAで畜産技術員をされておられました。現在は一人息子のSさんが、農大を卒業後すぐに就農されまして、肥育専門から生産主体に切り替えられ、何事にも積極的に取り組まれておられて、親子で頑張っておられます。錦江町で定める条件も、土地の利用状況、意欲、後継者問題等、クリアされておられますので問題は無いと思います。</p> <p>次に215号ですが、この案件は8月に1筆調査をしているときに、毎年普通水稻が植え付けられているのに荒れた状態であったため、地主さんへ話を伺ったところ、今までの耕作者から戻されたということでありました。そこで借りたい人がいるがと持ちかけたところ成立したものです。場所は大根占より田代へ入り、中心部近くに田代中央運動場がありますが、その横を流れております長谷川を上流に向かって300m程入ったところにあります。</p> <p>借り主のSさんという方は、以前にもこの場で説明をさせて頂きましたが、地鶏の飼育をされておられる方で、町内、町外、卵の販売や肉の販売をされておられる方で、もう4年ほどになると。又、独自の米の生産も手掛けられておられ、契約販売等も一部なされているようです。今年の7月末には3男の息子さん、27歳ということでしたが、後継ぎとして帰郷されたという話で、新たなものが出来たと話しておられました。町の定める基準、農地の利用状況、能力、意欲、後継者等、基準をクリアしていると思われるので問題は無いかと思います。</p> <p>次に216号ですが、この案件は利用権の期限切れに伴うものです。場所は田代中央運動場の新しく出来ました駐車場の東側隣の田です。Tさんは77歳と高齢ではあられますが、今でも牛6頭を飼われ、又、米も作っておられるなど大変</p>



	<p>元気で、夫婦2人で一生懸命仕事に励んでおられます。また、息子さん夫婦も近くの町営住宅に入居されており、繁忙期は手伝いなどをされておられます。非常に細目な方で畑等も良く管理されておられ、錦江町の定める基準はクリアされていると思われしますので問題は無いと思います。</p> <p>217号についてですが、この案件は元農業委員でしたTさんが耕作されておられた畑でした。私が3年ぐらい前にあっせんした関係もあり、委員が辞められる前に私の方へ、次の耕作者としてT・FのTさんへお願いしてあるという連絡を受けておりました。合意解約の手続きが終了するのを待って連絡を取り、若干手違いはありましたけども手続きが済んだ次第です。場所につきましては、大根占から上がって来て田代地区に入り、すぐの茶団地がある一角で、協栄木材というチップ工場がありますが、そのすぐ隣になります。T・Fさんは毎回のように入場されておられますように、田代地区内においても手広く園芸作物を手掛けられておられます。認定農業者でもあられ、錦江町で定める条件もクリアされておられますので、何ら問題は無いものと思われます。以上で終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありました。質疑はありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第26号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第26号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第26号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、「議案第27号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第27号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>まず、受付番号15号の申請人はM・Nさん、O府在住の方です。</p> <p>申請地は、馬場字長谷川ノ上1, 386番、地籍は152㎡、地目は台帳畑、現況は原野となっています。</p> <p>13頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p>

	<p>この件の担当調査委員は、5番 平原委員です。</p> <p>次の受付番号16号の申請人はI・Aさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、田代麓字拂坂4, 110番1、地籍は1, 426㎡、次が田代麓字拂坂4, 110番3、地籍は186㎡、次が田代麓字拂坂4, 115番3、地籍は403㎡で、3筆とも地目は台帳畑、現況は原野となっています。</p> <p>14頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、12番 鍋委員です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各調査委員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号15号について、5番 平原委員お願いいたします。</p>
5番 平原委員	<p>はい。報告致します。</p> <p>14日、午前9時より寺田委員、それから事務局、4名で調査に行きまして、場所はM町との丁度境の場所です。見ても分かりますが、ここは蔓と竹で、面積も面積ですし、非農地にするのは当然じゃないかというふうに判断を致しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号16号について、12番 鍋委員お願いいたします。</p>
12番 鍋 委員	<p>はい。説明します。9月14日、月曜日の午後2時頃より、事務局3名と貫見委員、合わせて5名で調査をいたしました。場所は田代麓の中心部の交差点を、通称中央線と呼んでおります県道を池田方面へ向かって3・4km走って行きますと、経済連の肥育センターが出て参ります。このセンターの取り付け道路の周辺部に3か所点在しております。これは肥育牛センターになる前の、旧馬のトレーニングセンターの造成時に伴い、県道等の改良工事も同時になされておりました、今回の土地はその際の買収に該当しなかった部分に当たると思われます。現状を確認しました限り、3筆ともに苦竹、雑木及び30年生以上の杉等が立っていたりと、原野状態にあり、又、この県道の両側に位置しておりました、左右ともに急な傾斜地となっており、復元しても耕作は適さないと思われました。以上で非農地としてはやむを得ないという判断をしたところです。終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>

委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第27号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第27号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第27号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、平成27年9月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

1 1 番

1 2 番

議事録調整者 窪 和人